

一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページバナー広告掲載要綱

制定 平成 29 年 7 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページ（以下、「公社ホームページ」という）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公社ホームページ 公社が管理するWEBページのことをいう。
- (2) バナー広告 公社ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第 3 条 公社ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下、「広告」という）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 4 条 公社ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページの内容の範囲は、札幌市広告掲載要綱、札幌市広告掲載基準及び札幌市公式ホームページ広告取扱要領の規定に準ずるものとする。

(広告の規格等)

第 5 条 広告の規格及び広告掲載位置等は、札幌市広告掲載要綱、札幌市広告掲載基準及び札幌市公式ホームページ広告取扱要領の規定に準じて公社が別途定める。

(広告募集方法等)

第 6 条 広告募集方法、掲載料及び選定方法については、札幌市広告掲載要綱、札幌市広告掲載基準及び札幌市公式ホームページ広告取扱要領の規定に準じて公社が別途定める。

(審査・選定)

第 7 条 広告主の審査、選定及び広告掲載内容に関する審査については、札幌市広告掲載要綱、札幌市広告掲載基準及び札幌市公式ホームページ広告取扱要領の規定に準じて公社が行い、掲載の可否を判断することとする。

(取扱い)

第 8 条 公社ホームページバナー広告掲載の取扱いは、保全部管理課において行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、公社が別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。